

居宅介護支援事業所 管理者 様

安佐南区内 地域包括支援センター
センター長 一同

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託の変更契約書の送付

拝啓、陽春の候、貴事業所におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から地域包括支援センターの業務に対しましてご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和6年4月からの介護報酬改定に伴う委託料変更がありましたので、下記の通り委託料についてお知らせいたします。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1 委託料について

算定基準別表（令和6年4月利用分～）

区 分	委託単価(円/件)		
	委託料（税抜）	取引に係る消費税及び 地方消費税の額	委託料（税込）
イ	3,783 円	378 円	4,161 円
イ+ロ	6,351 円	635 円	6,986 円
イ+ハ	6,351 円	635 円	6,986 円
イ+ニ	3,749 円	375 円	4,124 円
イ+ホ	3,749 円	375 円	4,124 円
イ+ロ+ハ	8,919 円	892 円	9,811 円
イ+ロ+ニ	6,317 円	632 円	6,949 円
イ+ロ+ホ	6,317 円	632 円	6,949 円
イ+ハ+ニ	6,317 円	632 円	6,949 円
イ+ハ+ホ	6,317 円	632 円	6,949 円
イ+ニ+ホ	3,715 円	371 円	4,086 円
イ+ロ+ハ+ニ	8,885 円	888 円	9,773 円
イ+ロ+ハ+ホ	8,885 円	888 円	9,773 円
イ+ロ+ニ+ホ	6,283 円	628 円	6,911 円
イ+ハ+ニ+ホ	6,283 円	628 円	6,911 円
イ+ロ+ハ+ニ+ホ	8,851 円	885 円	9,736 円
へ	6,701 円	670 円	7,371 円
へ+ニ	6,641 円	664 円	7,305 円
へ+ホ	6,641 円	664 円	7,305 円
へ+ニ+ホ	6,582 円	658 円	7,240 円

イは介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費、ロは初回加算、ハは委託連携加算、ニは高齢者虐待防止措置未実施減算、ホは業務継続計画未策定減算、へは卒業に関するケアマネジメント費を示す。なお、ホは令和7年4月1日から適用する。

- (※ロ) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号。以下「算定基準」という。）別表のロに掲げる算定の基準を満たすとき
- (※ハ) 算定基準別表のハに掲げる算定の基準を満たすとき
- (※ニ) 算定基準別表のイの注2に掲げる算定の基準を満たすとき
- (※ホ) 算定基準別表のイの注3に掲げる算定の基準を満たすとき
- (※へ) 広島市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱第6条(4)に掲げる算定の基準を満たすとき

請求書等につきましては単価を修正していただくか、または安佐南区ケアプラン作成機関連絡会ホームページからダウンロードしていただきますようお願いいたします。

安佐南区内の事業所につきましては、安佐南区ケアプラン作成機関連絡会より、メールでもお送りいたします。

以上